

共産党要望項目一覧

平成30年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《緊急要望》 【7月豪雨災害対策等】 1. 激甚災害指定・災害復旧事業等について ①今回の一連の豪雨災害は、地域を線引きせず、すべて激甚災害指定するよう国に求めること。 激甚災害指定されても、公共土木では国庫補助残が県の標準税収入の10%以上、市町村では5%以上でないと、嵩上げ対象にならない。嵩上げ対象枠を増やすように求めること。</p>	<p>今回の豪雨災害については、7月27日付けで全国において、激甚災害（本激）に指定されている。 現時点の試算においては、農業被害については、国の災害復旧事業の対象となる全市町が嵩上げ対象になる見込みだが、公共土木被害については、県は対象とならず、一部の町のみが嵩上げ対象になる見込みである。 本年7月に局地激甚災害の指定基準の見直しについて、御要望と同趣旨の要望を国に行っているため、激甚災害制度の見直しについても、今後、知事会や関西広域連合など関係団体とも連携しながら、被災自治体の実情に即した制度とするよう国に要望して参りたい。</p>
<p>②災害復旧事業の充実 ○公共土木施設災害復旧事業は3ヵ年に分けて国庫補助されるが、できるだけ1年目で前倒しで補助が出るようにし、いったん事業費を立て替えなければならない市町村の負担を軽減すること。単県支援の起債に対する普通交付税措置は、普通交付税総枠を減らさないよう対応するか、国の特別交付税の枠を拡大して対応するよう求めること。</p>	<p>災害復旧工事において、段階施工を行うものや用地買収が必要なものなど、必ずしも全てが1年目に着手できるとは限らないが、可能な限り1年目に着手するとともにその為に必要な国庫補助金を受けられるよう、国に対して必要額を要求している。 過去の災害復旧事業においては、全国的には1年目で概ね85%の国費配分となっているが、鳥取県ではそれ以上の国費配分を受けている。 なお、単独災害復旧事業に係る起債償還の交付税措置は、交付税法に基づき適切に算定されるものであり、また、単年度ごとの需要額が交付税算定上の需要の総額に占める割合はごくわずかである。国において補正予算を編成し、特別交付税を別枠措置するよう、8月に中国地方知事会を代表して国に対して要望を行ったところである。</p>
<p>○林道災害復旧事業では、林道専用道で、1箇所工事費40万円以上でないと対象にならないが、その他の林道施設や作業道、工事金額も40万円未満も対象にするよう求めること（今回の豪雨災害での40万円未満は全体の3.6%であった）。また13万円以上40万円未満を対象とする小災害支援は13万未満も対象にし、一般35%、激甚20%の自治体負担の軽減を図り、起債償還の普通交付税措置は普通交付税の総枠を減らさないよう対応するか、国の特別交付税総枠を拡大して対応するよう求めること。3年間に分けて国が補助する災害復旧事業は、1年目からの補助を手厚するよう求め、いったん事業費を立て替えなければならない市町村の負担を軽減すること。</p>	<p>7月10日に中国地方知事会を代表して知事が国に対して、災害復旧事業の要件緩和（1か所の工事費用の引下げ）や激甚災害指定時に限って適用される農地等小災害復旧事業債の制度拡充、要件緩和（適用下限金額（13万円）の引下げ）を要望した。 林道施設災害復旧事業の対象とならない林業専用道及び作業道の災害復旧事業については、事業の創設及び支援について、国への要望を検討する。 なお、林道の災害復旧に係る起債償還の交付税措置は、交付税法に基づき適切に算定されるものであり、また、単年度ごとの需要額が交付税算定上の需要の総額に占める割合はごくわずかである。国において補正予算を編成し、特別交付税を別枠措置するよう、8月に中国地方知事会を代表して国に対して要望を行ったところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○農地・農業用施設災害復旧事業は、40万円未満も対象となるよう求め、支援割合の拡大を求めること。13万円以上40万円未満の小災害（今回の豪雨災害では、40万円未満が6割となっている）も、支援対象を13万円未満に拡大し、起債充当の対象も拡大し、起債償還の交付税措置は、普通交付税の総枠を減額しないよう対応し、国の特別交付税の総額を拡大して対応するよう求めること。</p>	<p>7月10日に中国地方知事会を代表して知事が国に対して、災害復旧事業の要件緩和（1か所の工事費用の引下げ）や激甚災害指定時に限って適用される農地等小災害復旧事業債の制度拡充、要件緩和（適用下限金額（13万円）の引下げ）を要望した。 農地等の災害復旧に係る起債償還の交付税措置は、交付税法に基づき適切に算定されるものであり、また、単年度ごとの需要額が交付税算定上の需要の総額に占める割合はごくわずかである。国において補正予算を編成し、特別交付税を別枠措置するよう、8月に中国地方知事会を代表して国に対して要望を行ったところである。</p>
<p>○災害対応の特別交付税措置の増額を求めること。</p>	<p>国において補正予算を編成し、特別交付税を別枠措置するよう、8月に中国地方知事会を代表して国に対して要望を行ったところである。</p>
<p>○査定のための測量委託経費支援が激甚指定で3割はあるが、わずかである。測量経費への国支援を充実させ、県独自に支援もすること。</p>	<p>測量・設計費については、国の林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金により、決定事業費に所定の率を乗じて得た額と実支出額のいずれか低い額の1/2を補助することとなっているため実質補助率が3割程度となるためであり、国への拡充要望を検討する。 また、国庫補助要件を満たさない場合は、しっかり守る農林基盤交付金事業の活用が可能である。</p>
<p>③鳥取県しっかり守る農林基盤整備交付金は、国の災害復旧事業にのれない小規模な事業を鳥取県独自に支援する制度であり、災害時に使いやすくと評価も高い。しかし、今回のように全体の災害規模が大きくなった時には予算が足りなくなるため、増額補正をすること。また県の支援は、各市町村が定めた地元負担を抜いた市町村負担分の半分となっているが、なるべく地元負担が少なくなるよう市町村によびかけ、そのためにも県負担割合を増やすようにすること。また災害枠は、林道・作業道等が対象外になっているが対象にすること。</p>	<p>今回の被害において国の災害復旧事業の対象とならない小規模な農地・土地改良施設について、しっかり守る農林基盤交付金を活用できるよう7月に増額補正しているが、7月補正予算で不足する被害対策については、さらに9月補正での増額を検討している。 【7月補正（知事専決）】しっかり守る農林基盤交付金（災害枠） 50,000千円 【9月補正】しっかり守る農林基盤交付金（災害枠） 10,000千円 集落等の負担軽減については、市町村に対して働きかけている。 また、林道・作業道については災害発生時にその都度、補正事業により対応しており、今後も同様の対応とする。</p>
<p>2. 住宅支援について ①床上・床下浸水の住宅被害が出ているが、県被災者住宅再建支援制度では、床上浸水しか支援対象にならず、しかも、「県内10世帯以上、あるいは一の市町村で5世帯以上が全壊」など、地域が一定以上の大きな被害を受けないと支援制度が発動されない。床下浸水であっても後になって被害が出る場合もある。床上・床下にかかわらず浸水被害住宅への支援をすること。地域で被災一世帯から支援対象にすること。島根県川本町では床下浸水被害に20万の支援を行っているが同様の支援制度を確立すること。</p>	<p>本制度は、県と市町村が共有する基金で運営していることから、1の市町村で15世帯以上の床上浸水など一定の被害の規模を対象としており、本制度の対象に至らない被害については、市町村が必要に応じて、支援していただくことと整理している。 また、床下浸水については、泥の除去、消毒等が主であるため、住宅が破損し補修が必要になるような被害でないことから、本制度の支援の対象として考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②今回の被災が、国の被災者生活再建支援法の対象となるよう求めること。一部損壊、床上・床下浸水も対象になるよう法改正を求めること。支援額を最大300万円から500万円まで引き上げるよう求めること。</p>	<p>被災者生活再建支援金は、現行の支援対象及び支援金の上限額は妥当なものと考えられるため、拡充や引上げを要望することは考えていない。</p>
<p>③鳥取市吉成南での浸水について 清水川排水機場の排水ポンプが途中までしか機能せず、地域で浸水被害がでている。豪雨災害の前の6月の25日から2日間、県が試運転していたにもかかわらず、今回機能不全になっている。また以前にも雑木などがつまって排水ポンプが機能せず冠水したこともある。県の管理責任が問われている。豪雨であったことには間違いないが、排水ポンプが正常に機能しておれば、浸水被害は免れた可能性はあり、今回の浸水被害は、排水機場の管理者である県と、操作委託されていた鳥取市に責任がある。従来の制度の枠を超えて、鳥取県と鳥取市が全被害補償するよう求める。</p>	<p>清水川排水機場については、事前に点検を行っていたにもかかわらず、冷却水センサーの不具合により運転停止したものであり、今回の事態を踏まえて7月末までに、再発防止を目的にセンサーの取り替えや冷却水緊急補充用給水タンクを増設した。 また、河川内の藻や雑木等については、排水機場の運転に支障がないよう、今年度は出水期前に藻狩りを実施している。 排水機場の不具合により生じた農作物や住家等への浸水被害については、被害の状況をアンケートや戸別訪問を行って確認の上、修繕費等を負担する対応を行っている。</p> <p>【7月補正（専決）】清水川排水機場緊急対策事業 15,000千円</p>
<p>○浸水で150cm程度の子どもが胸まで浸かったとの家もあるが、その家は床上浸水にはなっていないが、1階のキッチンの床の下がしみて、床がたわんでいる。床上・床下浸水の区別なく、すべての浸水家屋の被害補償をすること。借家で大家が近くにいない場合であっても、住んでいる人が住みやすい環境になるよう改修支援すること。</p>	<p>排水機場の不具合により生じた住家等への浸水被害については、被害の状況をアンケートや戸別訪問を行って確認の上、修繕費等を負担する対応を行っている。</p>
<p>○清水川横の田畑が冠水し、葉や茎が枯れ、スイカ、メロン、カボチャ、トマト、ネギが出荷できない、食べられない状態になっている。今後の当面の収穫も難しい状態であり、全被害補償をすること。また農機具が水につかり持ち主個人で修理に出している実態もあるが、全被害補償すること。</p>	<p>排水機場の不具合により生じた農作物等への浸水被害については、被害の状況をアンケートや戸別訪問を行って確認の上、修繕費等を負担する対応を行っている。</p>
<p>○清水川排水機場のトラブルは今回のことだけではない。これまでも、雑木などがつまって冠水したことがある。また清水川の排水路の蓋に流木がはさまり、蓋が閉まらず機能していないことを指摘しても鳥取市が対応していなかった。管理責任が問われる事態である。管理や操作のあり方を総点検し、改善をはかること。</p>	<p>河川内の藻や雑木等については、排水機場の運転に支障がないよう、今年度は出水期前に藻狩りを実施している。また、今回の事態を踏まえて、設備の緊急点検を実施し、異常気象時の人員を増やすなどの改善を図っている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○今回の排水のために消防車が使われたというが、排水ポンプ車が足りないのではないか。河川管理者である県としても排水ポンプ車を増やし、排水操作を委託している鳥取市が排水ポンプ車を増やせるよう県が支援すること。</p>	<p>応急的に水防団の消防車で排水活動を応援していただいたものであり、相応の能力を備えている。 県としては、今年度、県東部の排水作業を強化するために、排水ポンプ車を1台導入することとしている。 また、市が排水ポンプ車を増強するという話は聞いていない。</p>
<p>3. 河川管理について ①排水ポンプ車が、国交省管理6台（千代川2台、天神川3台、日野川1台）、県管理2台（鳥取市福部町1台、西部1台）になっているが、今回のような豪雨では対応できない。排水ポンプ車の台数を国、県ともに更に増やすこと。</p>	<p>今年度、県東部の排水作業を強化するために、県が排水ポンプ車を1台導入することとしている。 さらなる増強については、必要に応じて検討していく。 国にはさらなる安全性の向上について検討してもらうように申し伝える。</p>
<p>②県管理の大井手川は排水機能が不十分であり、あちこちで水がついていた。また今回県管理の鳥取市下味野の北川も浸水被害が出る寸前であった。排水機能の向上や排水ポンプ車の増設をすること。</p>	<p>大井手川については、現在、野坂川合流部で河川改修事業を進めている。 また、北川については、排水機場を管理する国に更なる安全性の向上について申し伝える。</p>
<p>③千代川、土師川、八東川、新袋川、大路川、野坂川では、この度、河川氾濫があり、河川決壊の危険性もあった。河川内に立ち木が多数あり、水の流れを阻害し、災害の原因になっている。河川の中の立ち木は伐採するなど、早期に除去すること。</p>	<p>平成30年7月豪雨での出水により河川内に堆積した土砂の掘削については、今後の出水に備えて7月補正（専決）で予算計上し、速やかに工事实施している。 また、河川内樹木伐開については、河川の阻害状況や背後の土地利用状況を勘案し、優先順位を考慮して対応していく。</p> <p>【7月補正（専決）】河川維持管理費 280,000千円</p>
<p>④智頭町毛谷・篠坂では、千代川の中にあった堤防が決壊し、河川の土石流や石が水田に大きく流れ出て、大被害になっている。二次被害を防ぐため、緊急対応をするとともに、抜本的に堰堤や水田の復旧のための手立てをとること。また、河川の急流で橋が流され、川向こうの田畑に行けないと地域から声がでている。早急に橋を普及すること。</p>	<p>毛谷・篠坂については次期出水等による二次被害を防ぐため、7月補正（専決）予算などを活用して応急復旧工事を実施している。 また、9月3日から始まる災害査定が終了し次第、必要となる河川護岸の復旧工事に着手することとしている。 橋の復旧については復旧工法等含めて検討中である。</p> <p>【9月補正】建設災害復旧費（千代川） 62,000千円</p>
<p>⑤県管理の河川は、堆積している土砂は2割、土砂と樹木の場合は3割を撤去の目安として撤去事業を順序づけているが、より少ない土砂などの堆積量を目安にして、撤去を開始し、予算を増やして、早急に撤去作業が進むようにする事。</p>	<p>河川の維持管理費については、当初予算に加えて補正等でも予算確保に努めているところだが、限られた予算の中で、優先順位をつけながら、より効果的・効率的に河川の安全性を確保していく。</p>
<p>⑥県管理蒲生川の平和橋と岩井大橋の間の土砂が堆積しており、今回の豪雨で河川の水があふれそうであった。早急に土砂を撤去すること。</p>	<p>平成30年7月豪雨での出水により河川内に堆積した土砂の掘削については、今後の出水に備えて7月補正（専決）で予算計上し、速やかに工事实施しているところであり、優先順位を考えながら対応していく。</p> <p>【7月補正（専決）】河川維持管理費 280,000千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑦千代川の大口堰が決壊し、復旧はされたが、災害の再発防止のため、金具などを埋め込んで対応すること。	大口堰の事業主体である鳥取市が河川管理者と協議の上、復旧する見込みである。県としても適切な設計となるよう指導していきたい。
<p>4. 砂防堰堤・治山事業について</p> <p>①智頭町山根では、堰堤（県治山事業の谷止工7基）があったが機能せず、集落に土石流が襲ってきた。偶然民家には直撃しなかったものの大変危険である。早急に応急処置（堰堤にたまって土を除去する等）をすること。また満砂状態であり、抜本対策として、地区住民の意見を踏まえながら、谷止工の新設・改良を検討すること。（山根地区からは、三田の砂防堰堤のようなものを希望する声が出ている。）</p>	<p>今回の土砂流出は、溪流上流にある作業道の法面及び山腹の崩壊による土砂が作業道を伝って流れ出たものであり、一部の谷止工に異常堆積が確認されたため、速やかに土砂撤去を行う予定である。</p> <p>なお、谷止工は満砂により山脚固定を図り、森林の維持造成機能を発揮するものであるため、抜本的な対策は現時点で検討していないが、地区住民の声も聞きながら対応を検討する。</p>
②堰堤については、それぞれの役割によって堆積物の撤去が必要かどうかは問われるとのことであるが、砂防堰堤の点検が5年に一度になっている。今後の二次被害を防止するため、早急に全部点検すること。また通常の点検サイクルを早めるようにすること。道がつながっていない古い堰堤があるが管理できる状態に改善すること。	<p>異常出水後には、土砂流出等の情報をもとに施設点検を実施しており、通常の点検サイクルは5年に一度で妥当であると考えている。また、これまでの施設点検において劣化等が確認されている施設については、点検頻度を高めることで二次被害が生じないように取り組んでいる。</p> <p>なお、県管理施設については砂防堰堤に至るための道も含めて適正に管理しており、管理できない状態の施設はない。</p>
<p>5. 農林被害について</p> <p>①若桜町吉川の豚舎の裏山が土砂崩れを起こしており、畜舎が壊れ、豚もずぶぬれとなり体が弱ることが懸念される。裏山の崩落防止を早急に行うこと。また畜舎改修や豚肉価格や所得が低下した場合は保障をすること。</p>	<p>被災当初、肥育豚に一時的な体重減少がみられたが、その後回復し出荷され、販売価格に悪影響は見られなかったと農家からは伺っている。</p> <p>裏山の崩落対策については、所有者が裏山の崩落防止対策と豚舎移転を経費の面等から比較して検討すると伺っている。崩落対策については、町が事業主体となる単県斜面崩壊防止事業での実施が可能であり、町から要望があれば対応することとしている。</p> <p>また、農家から豚舎の改修意向について伺っており、国の7月豪雨支援対策である養豚経営安定対策補完事業（災害緊急支援、国1/2）を活用するとともに、県と若桜町で支援することとしている。</p> <p>【7月補正（知事専決）】災害復興調整費（養豚農家支援） 1, 849千円 【国事業】養豚経営安定対策補完事業（災害緊急支援） 3, 853千円 【9月補正】単県斜面崩壊復旧事業（吉川地区外7箇所） 40, 000千円</p>
②水田が各地で水没し壊滅した場所や、夏ネギが被害にあった場所もある。実態調査を徹底し、被害・所得保障をすること。	地元市町村とともに適切に対応する。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③山林の崩れが起きており、一斉点検し、再発防止策をとること。同時に、規模が大きな作業道の手入れができておらず、そこを水が伝って土砂災害地域になっている可能性がある。作業道・林道のあり方、管理のあり方を総点検し改善策をとること。</p>	<p>市町村、森林組合等の作業道・林道の管理者が、適正に管理を行うよう日頃より指導を行っており、特に本年度は、作業道の現状調査を実施した。小規模な崩れ、路面洗掘などがあった箇所については、既に管理者に対して維持管理の徹底を指示しているが、今後も日頃より継続して作業道・林道の点検を行い、路面水が集中しないよう水切りを行うなど適正な管理について管理者を指導していく。</p>
<p>6. 八頭町関係 八東川の用呂、下手左岸で2か所決壊し、水田が冠水し、近くに張り巡らしていた鹿の鳥獣被害対策メッシュがごっそり流された。八頭町に復旧支援の要望をしたが、「河川関係なら対象になるが、鳥獣被害対策は対象にならない」といわれた。関係農家にとって、鳥獣被害対策はどうしても必要であり、メッシュの復旧支援を求める。</p>	<p>今回被害のあった地域では、多面的機能支払交付金に取り組んでおり、当該交付金等を活用して仮復旧を行う方向で調整を行っていると同っている。 なお、護岸の復旧後の侵入防止策の本格整備については、早期の鳥獣被害対策を図るため地元の意向を踏まえながら、国の鳥獣被害防止総合対策交付金や多面的機能支払交付金等の活用を検討していきたい。</p>
<p>(鳥獣被害対策について) ①八東川の用呂の下手左岸が2箇所決壊し、農地の一部冠水と、鳥獣防護柵のメッシュ157メートルが流される被害が出ている。現在国において、今回の30年度豪雨災害対策として、「鳥獣被害防止総合対策交付金」、また「多面的機能支払交付金」の上乗せが検討され、これら制度が今回の鳥獣防護柵の復旧支援に活用できそうであるが、まだ制度のフレームが明らかにされていない。早急に鳥獣防護柵を設置しなければ、せっかく残った水田が、シカやイノシシの被害にあってしまう。同時に、護岸整備の間は、本格的な鳥獣防護柵を設置することができないこともある。そこで、仮設の鳥獣防護柵を設置するための支援制度を県と市町村でつくっていただきたい。(八頭庁舎鳥獣センターの話ではざっと20万円程度とのこと)。あるいは、30年度豪雨災害の「鳥獣被害防止総合対策交付金」と「多面的機能支払交付金」の前払い制度を県と市町村でつくっていただき、早急に鳥獣防護柵が設置できるようにしていただきたい。</p>	<p>国に確認したところ、今回の被害対策として「鳥獣被害防止総合対策交付金」については、現行制度をベースに引き続き検討が行われており「多面的機能支払交付金」の上乗せについては検討されていない。 今回被害のあった地域では、多面的機能支払交付金に取り組んでおり、当該交付金等を活用して仮復旧を行う方向で調整を行っていると同っている。 なお、護岸の復旧後の侵入防止策の本格整備については、早期の鳥獣被害対策を図るため地元の意向を踏まえながら、国の鳥獣被害防止総合対策交付金や多面的機能支払交付金等の活用を検討していきたい。</p>
<p>②全県的に、鳥獣防護柵の被害状況の把握が不十分である。市町村や鳥獣被害協議会などに積極的によびかけて、被害実態の把握に努め、早急に復旧対策を検討すること。</p>	<p>各総合事務所等を通じ、被害実態の情報収集を現在も継続して行っているところであり、被害の実態に応じた技術的な対応策について、助言・指導を行っている。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>7. 伯耆町関係</p> <p>①細見の家屋2軒が床下浸水した。障害者、高齢者の家なので泥やゴミ出しができないので、支援を求める（国の対応）</p>	<p>被災した住民が自ら復旧できない部分については、各市町村の社会福祉協議会が災害ボランティアによる支援のコーディネートを行うので、市町村役場及び市町村社会福祉協議会に相談していただきたい。</p> <p>※8月22日に伯耆町に確認したところ、同町には該当事例なし。</p> <p>鳥取市細見の事例ではないかと思われるが、8月23日に確認したところ、鳥取市はそのような被害情報は把握していない。</p>
<p>②日野川の川中の木を以前伐採したので、大きな被害が出なかったが、土砂を搬出してほしい。まだ残っている川の中の木を切してほしい。</p>	<p>平成30年7月豪雨での出水により河川内に堆積した土砂の掘削については、今後の出水に備えて7月補正（専決）で予算計上し、速やかに工事实施しているところである。</p> <p>また、河川内樹木伐開については、河川の阻害状況や背後の土地利用状況を勘案し、優先順位を考慮して対応していく。</p> <p>【7月補正（専決）】河川維持管理費 280,000千円</p>
<p>③大滝白水道路は復旧するにはなっているが、早急に行うよう求める。</p>	<p>落石対策工事に一部着手済みであり、早期完成に向けて努力したい。</p>
<p>④大原川の縁の樹木が大量伐採され丸坊主になっているため、土砂が流れ出てレッドゾーンがえぐられた。今後も雨が降れば災害が発生しかねず、レッドゾーンを検証すること。</p>	<p>土砂災害特別警戒区域内でえぐられたような箇所は確認できなかったため、検証は行わない。</p>
<p>⑤大倉の農道・畦畔が流れているところがあるため修復すること。</p>	<p>伯耆町が耕地災害復旧事業を活用し、復旧する予定である。</p>
<p>⑥上野・大内集落の上に堤が何か所かあるが、オーバーフローしていたらと思うと恐ろしい。老朽化が進んでおり、集落では費用負担が重く修復も困難であり、修復支援をすること。</p>	<p>当該ため池は、現在、ため池管理者、町及び県で実施している緊急ため池点検の対象であり、点検結果を踏まえ、ため池管理者を含む地元及び伯耆町の意向を確認の上、対応を検討する。</p>
<p>8. 智頭町関係</p> <p>①智頭町などで下水処理施設がこわれたが、公営企業会計で補助金が入りにくく、補助率もわずかである。特別交付税措置を求めること。又県での支援ができないか検討すること。</p>	<p>地域住民にとって、排水施設は極めて重要なインフラであることから、被災を受けた施設では、被災直後からマンホールからの排水汲取り等により22日間、24時間対応するとともに、応急復旧工事を実施し、生活に支障のないよう対応してきた。</p> <p>被災した施設の土師川周辺には、JR因美線、生活道路である木原橋もあり、9月3日から始まる災害査定が終了次第、本格的な復旧工事に着手することとしている。</p> <p>また、平成30年7月豪雨により被災した自治体を支援するための「特別交付税の別枠措置等」について、8月13日に中国知事会を通じて国に要望した。今後、各自治体の災害復旧等に要する所要額を集約した上で、被災自治体に対する特別交付税の重点配分について、国に要望するとともに、各自治体の算定に際しては被災状況を十分に配慮することとしている。</p> <p>集落排水【7月専決】災害関連農村生活環境施設復旧事業 120,000千円 河川復旧【9月補正】建設災害復旧費（土師川・千代川・北股川）684,000千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②国道53号と鳥取自動車道が同時に通行止めとなり、智頭町全体が孤立状態になった。早急に対応を検討し、町全体が孤立しないよう対応すること。</p>	<p>智頭町市瀬地内の国道53号においては、平成29年6月に土砂流出が発生したことから、現在は雨量が一定の基準に達した時点で全面通行止めとしているが、土砂流出対策として整備中のロックシェッドが年内には完成予定であると鳥取河川国道事務所から聞いており、1日も早く完成させて国道53号と鳥取自動車道の同時通行止めが回避できるよう国に強く要望していきたい。</p>
<p>③智頭町八河谷は、つながる道が一部土砂災害被害にあって崩落し、一時孤立集落となったが、現在道は通じるようになった。しかし、土砂に阻まれて、道幅が狭く、買い物や病院に使う町営バスが来るか不安だとの声が出ていた。道の完全復旧までも、住民の何らかの交通手段を確保すること。また、支援の食料や弁当は、高齢者が役場まで取りに出るのが困難であり、直接集落まで届けること。</p>	<p>智頭町八河谷への町営バスについては、7月11日（水）から運行を再開している。高齢者等要配慮者に対する対応については「減災対策協議会」などにおいて市町村、関係機関とともに検討したい。また、県では、住民同士の共助の取組として「支え愛マップづくり」を推進しており、この度の経験も踏まえさらに推進していく。</p>
<p>9. 鳥取市用瀬町古用瀬での冠水被害について 千代川の水が溢れ出し、農地や農機具、農業倉庫などが被害にあった。これらへの被害補償を検討すること。また護岸の嵩上げを地元住民の声をふまえて行うこと。</p>	<p>現地状況を確認した上で、必要に応じて対応を検討する。</p>
<p>10. JR因美線の早期普及について JR因美線が数箇所、土石流や流木で埋まり、不通になっているが、通学・通勤に支障をきたしている。早急に復旧するよう手立てをとること。また鳥取県側は代替バスなどが手配されたが、岡山県側は十分な対応ではなかった。今後同様にことが起きた場合に備え、代替措置を検討するよう求めること。</p>	<p>7月豪雨により、本県では因美線、伯備線が被災し、列車の運転休止を余儀なくされたが、JR西日本の懸命な復旧作業により、特急は順次運行を再開し、8月31日の因美線（津山－智頭間）の復旧により、県下全路線で運転が再開された。また、復旧作業と並行して運休区間の代行輸送の確保にも尽力いただいた。岡山県側の対応について意見があったことはJR西日本に伝えたい。</p>
<p>11. 避難所・避難計画について ①千代川が決壊した際の流域住民避難場所が不確かなままである。離れた場所への避難が必要であり、交通手段も含めて避難場所を含む避難計画を明らかにすること。</p>	<p>国及び県では、大規模な洪水浸水被害に備え、市町村、県、国等関係機関が連携・協力してハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議会を設置している。 一級河川千代川については、国の「千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」において平成30年度を目標に、これまでの浸水想定を上回る最大規模降雨の場合の避難場所等広域避難計画について検討することとしている。</p>
<p>②避難所となる学校施設について 水害の場合は、学校の体育館のみならず、学校の2階以上が避難所となる場合がある。今回のように猛暑の中で避難生活を強いられる場合、学校の体育館や教室にはエアコン（クーラー）が必要である。以前、災害時を想定して体育館に洋式トイレ設置の支援を行ったように、学校の体育館や教室にエアコン設置の支援を県として行うこと。</p>	<p>市町村立学校の体育館及び教室へのエアコンの設置については、従来から市町村に対する国の支援制度があるため、県が補助することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③鳥取市の旧町村部では、防災無線の個別受信機が廃止されようとしているが、廃止しないよう県も支援を検討すること。</p>	<p>市町村防災行政無線の戸別受信機について、県は従来から市町村に設置を働き掛けており、その結果、戸別受信機の整備率は全国的にも高い状況となっているが、平成34年11月末までに基本的には従来のアナログ方式からデジタル方式に切り替える必要があるため、この機会に戸別受信機の整備が一層進むように、国に対して、緊急防災・減災事業債の恒久化を始め、新たな財政支援制度の創設、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など、起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等と、地域の実情に応じた柔軟な対応が図られるように、全国知事会、中国地方知事会等とも連携した働きかけや、県独自の交付金の上限額を拡充するなど、積極的な支援を行っている。</p>
<p>1 2. 教員採用試験の中止について 教員採用試験が、当初1日目が中止で2日目のみとなり、最終的にはこの度は中止となった。交通手段が遮断される中、他県から来る受験者にとっては、そもそも受験に来ることすら困難であった。また2日目を受けようとして無理して鳥取に来たにもかかわらず結局中止となってしまい、何のために鳥取にきたのかわからない状況になった受験者もあった。ひとまずこの度の受験者に対し、お詫びし、次回受験日の案内を徹底すること。またこうした事態を繰り返さないよう再発防止策を検討すること。</p>	<p>このたびの豪雨において、県内外の状況が刻々と変化する中、交通手段の見通し状況や、試験日程を変更することによる受験機会の喪失などのリスクを踏まえつつ、随時、志願者の多くが受験できる方法を検討してきた。 全志願者に対して、試験日程の変更通知においてお詫びするとともに、各志願者の試験日は都合を確認した上で決定している。 改めて実施する今年度の試験及び次年度以降の試験においても、受験機会確保と安全性等を踏まえて、迅速な判断に努めていく。</p>
<p>1 3. 今回の豪雨災害をうけ、改めて地域を熟知した圏域ごとに消防体制が必要であることが再認識された。消防の全県一元化をしないようにすること。</p>	<p>本県の消防力の維持・充実について検討することを目的に本年度消防体制研究会を開催する予定だが、消防の全県一元化を目的としているものではない。</p>
<p>1 4. 東日本大震災の被災者支援協議会への支援を継続すること。</p>	<p>東日本大震災により県内へ避難されている方々がより豊かで安心した生活が送れるよう、市町村、民間支援団体「とっとり震災支援連絡協議会」と連携し、避難者の方々の自立支援を図っているところである。 「とっとり震災支援連絡協議会」に対しては、本県としても、全国各地に避難されている方々の帰還や生活再建を支援するための拠点であり、その整備をしている福島県等と連携して必要な支援を実施していくよう考えている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《猛暑・熱中症対策》</p> <p>1. 連日猛暑が続き、「災害」並みの暑さとなり、全国各地、そして鳥取県でも、熱中症で搬送される方や亡くられる方が出ています（搬送人数298人、死亡2名：鳥取県のまとめ7月26日現在）。中でも、高齢者の搬送が51%、住居からの搬送が33.6%であり、特に高齢者の自宅での対策が必要になっています。高齢者世帯では、目減りする年金生活の中で、電気料金を気にしてエアコンを入れずに我慢しているという声が聞かれます。体が弱い高齢者や病气・障害者、子ども及び低所得者が適切にエアコンを入れられるようにする支援が必要です。また、学校・教育機関からの搬送が8.4%もありますが、鳥取県内の学校施設のエアコン設置率（文部科学省平成29年6月9日発表）では、小中学校の普通教室で23.6%（全国平均49.6%）、同特別教室で38.1%（全国平均34.6%）、幼稚園の保育室100%（全国平均59.9%）、同保育室以外の諸室64.0%（全国平均55.4%）、高等学校の普通教室100%（全国平均74.1%）、同特別教室45.5%（全国平均37.1%）、特別支援学校の普通教室98.4%（全国平均81.0%）、同特別教室91.0%（全国平均65.8%）、小中学校の体育館0%（全国平均1.2%）、高等学校の体育館0%（全国平均1.2%）、特別支援学校の体育館78.6%（全国平均14.2%）となっています。全てで100%設置を目指すべきですし、特に小中学校の普通教室の設置率が全国平均の半分程度、小中学校や高等学校の体育館の設置率が0%は、早急に改善する必要があります。県民の生命を守る立場で、以下熱中症対策に取り組まれることを、要望します。</p>	
<p>①全ての小中学校の教室（普通教室・特別教室）、保育・幼稚園施設、学校の体育館のエアコン設置を早急に行うこと。</p>	<p>小中学校のエアコン設置については、設置者である各市町村がそれぞれの判断に基づいて、国の交付金事業を活用するなどして整備を進めている。県では、市町村が計画するエアコン設置事業が円滑に進められるために、国に対して十分な交付金予算を確保するよう要望を続けているところであり、引き続き、市町村と連携しながら子どもたちの学習環境を改善するよう努めたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②低所得者、高齢者、病弱・障害者、子どもがいる各世帯へのエアコン設置支援を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯の熱中症予防対策のエアコン購入費用(上限5万円)が、7月1日から運用開始(6月27日自治体への通知)されているが、周知徹底し、適用すること。今年4月以降の生活保護受給世帯で、高齢者や障害者、子ども、体調がすぐれない人がある場合」に支給対象が限定されているが、すべての生活保護世帯に支給対象を拡大すること。支援額は実費分に至るまで増額すること。エアコンの修繕費も支給対象にすること。 	<p>国通知を受け、6月29日付け福祉監査指導課長名で各福祉事務所長に対し、適切に取り扱うよう通知するとともに、その後も確実に担当者まで周知されるよう要請した。</p> <p>また、生活保護基準については、国の責任において設定されるものであり、県が独自に支給対象を拡大することも、また支給額を増額することもできない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 荒川区では、緊急対策として、65歳以上の高齢者世帯、身体障害者手帳・精神障害者保健手帳保持者及び要介護4以上の方がいる世帯、就学前の子どもがいる世帯に、5万円のエアコン設置助成を行っている。更に低所得者も含めて、鳥取県としても実施すること。 	<p>個別世帯への助成については、まず各市町村において検討すべきものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金を活用して、生活保護世帯がエアコン設置をすることが可能であり、この際の貸付金は、収入認定されず、返還金は生活保護費に影響を与えないよう改善されている。制度を周知するとともに、返還金への支援をすること。また貸付対象を、就労収入や年金収入のない人にも広げること。 	<p>平成26年4月25日付けで厚生労働省から通知のあった当該制度改正については、同年6月12日付けで各福祉事務所へ通知の上、周知済みである。生活福祉資金は、返還が前提であることから支援することは考えていない。</p> <p>なお、生活福祉資金については、就労収入や年金収入が無く生活保護費だけを受給している世帯であっても貸付対象となっている。</p>
<p>③生活保護世帯への県の夏季見舞金を増額すること。エアコンを動かすための電気代支援をすること。</p>	<p>生活保護基準として、夏季加算を創設することを国に要望しているところであり、夏季見舞金の増額は考えていない。</p> <p>また、生活保護基準については、国の責任において設定されるものであり、県が独自に支援することは考えていない。</p>
<p>④熱中症対策として、高齢者、病気や障害がある方、子どもがいる世帯、及び低所得世帯などの電気料金を割り引くよう、中国電力等に申し入れること。(※九州電力が65歳以上の高齢者に軽減。)</p>	<p>高齢者、病気や障がい等がある方などに対して、電気料金を割り引くことについては、各福祉事務所から要望等がないことから、中国電力等に申し入れることは考えていない。</p>
<p>⑤鳥取県庁食堂の厨房の温度を一定程度に低くすることは、そこで働く労働者の健康と食中毒防止の上で大切である。厨房のエアコンを稼働させやすくするため、調理業者に対し、エアコン電気代の軽減を図ること。</p>	<p>空調の適正使用等労働環境の整備やその他関係法令の遵守に係る経費は、事業者が営業活動を行ううえで当然に負担すべきものとする。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>《要望事項》 【平和・憲法】 ①安倍首相が、9月の自民党総裁選に向け、臨時国会で自衛隊を明記した憲法9条改定案を提起するとしている。また石破茂衆議院議員も総裁選に出馬を予定しており、憲法改訂案を今出すことには否定的な見解を示しているものの、憲法に国防軍を明記することが持論であり、安倍総理同様に、戦争できる国への憲法改悪が懸念される。憲法改悪に反対すること。</p>	<p>憲法の改正を行うかどうかは、国会の発議に基づき、国民が国民投票で決するものとなっている以上、国会の場で十分な議論をしていただいた上で、国民の幅広い議論の後、行われるべきものと考えている。</p>
<p>②核兵器禁止・廃絶の流れを促進するよう、知事が議場で答弁したように、何らかのアピール行動を実行に移すこと。</p>	<p>本県では、従前より、核兵器廃絶に向けた取組として、懸垂幕の掲出や電光掲示板を利用したアピールを行っている。</p>
<p>【子育て】 ①子ども医療費を高校卒業まで無料にすること。市町村と他自治体の状況も共有し、無料化にむけての協議を開始すること。</p>	<p>小児特別医療費助成は、市町村との協働により取り組んでいるものであるが、他の自治体の制度状況についても、情報提供し共有を図ったところである。現在、助成対象を18歳になった最初の年度末までに拡大しているが、窓口負担をなくし無料化を進める場合、段階的であっても県及び市町村において相当な財政負担が生じるため、現時点において、実施は困難である。</p>
<p>②学校給食の無料化など何らかの補助を全国約3割の自治体を実施している（文科省7月27日発表：小中学校完全無償・一部補助は1740自治体中506で29%）。県も支援をし、学校給食費の無料化・軽減に踏み出すこと。</p>	<p>本県の小中学校における学校給食費の補助については、県内19市町村の内、7市町において独自の基準により一部補助を行っているが、その内容は様々である。 学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費については学校の設置者が負担し、学校給食費（食材費）については保護者が負担することになっていることから、小中学校の学校給食費の保護者負担の軽減については、設置者である市町村の判断に委ねているところである。</p>
<p>③県社会福祉協議会の調査では7割の保育士がやめたいと考え、人手不足や仕事がきつい割に給料が安いということを保育士が述べている。東京都では独自に月額44000円の賃金補助を行っているが、鳥取県でも何らかの賃金支援を行うこと。4・5歳児の保育士配置は30：1から20：1あるいは25：1に踏み出すよう県が支援すること。</p>	<p>保育士の処遇改善については、全ての職員を対象とした平均勤続年数に応じた加算に加え、昨年度、技能・経験に応じた新たな処遇改善制度が国において創設されたところである。また、県制度による加配保育士を中心に正規職員単価で人件費を支援し、雇用の安定による処遇改善を図るよう今年度運用を改善したところであり、このほかの賃金支援を実施する予定はない。 4・5歳児に係る保育士の配置基準の改善については、実現に向けて市町村と継続して協議する。</p>
<p>④子どもの歯科健診後の未受診 全国ではこどもの歯科検診で「要受診」となっている児童生徒の半数は未受診のままで、口腔崩壊の事例も見られる。未受診は貧困、虐待等の要因もあることから小中学校、特別支援学校で行われている歯科検診で「要受診」とされた児童生徒の実態を早急に調査すること。</p>	<p>本県児童生徒の歯科健診後の受診状況を調査する考えはないが、受診率が低い理由として、治療時間の確保が困難（塾や習い事、部活動等で受診の時間の確保が難しい）、経済的負担（特別医療受給制度等を活用しても無料ではない※生活保護等を除く）等の実態があることを、養護教諭等からの情報により把握しているところである。これに対し、学校側としては繰り返し治療勧告書を発行したり、個別懇談時に受診を促したりするなど工夫をして児童生徒及び保護者に推奨を行っている。引き続き、早期の受診の大切さを学校の担当者向けの研修会等で取り扱い、取組の充実を図りたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【教育】 ○小中学生の就学援助の対象者（生活保護基準の1.5倍など）よりも、高校生の奨学給付金の対象者（生活保護世帯と住民税所得割0円）が狭く、低所得者への支援が行き届いていない。奨学給付金の対象をせめて就学援助の対象まで広げること。また、支給は入学時に対応できるよう4月支給になるよう、県が立替支援をすること。また高校無償化の復活を求めること。</p>	<p>高校生等奨学給付金は国の補助制度であるため、本県独自の対象の拡大や支給時期の前倒しは困難であるが、国において制度の検証、課題や講ずべき措置等の検討が進められているところであり、当該検討等の状況を見ながら対応していきたい。</p> <p>また、授業料無償制の所得制限の導入は、奨学のための給付金や家計急変への支援等、高校生の教育費の負担軽減施策と併せて行われたものであり、限られた財源の中で制度を維持するためには必要であると考えており、現時点で国への要望は考えていない。</p>
<p>【若者】 ①県独自の給付制奨学金制度を創設すること。</p>	<p>子どもたちが経済的な理由により大学等への進学をあきらめることがないように、給付型奨学金をはじめとする修学支援制度の一層の充実を図ることについて、7月に国に要望したところであり、今後も状況を見ながら必要な要望を行っていく。</p> <p>また、本県では地元企業に就職した学生が借り入れた奨学金の返還を減免する「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度」を既に設けて拡充等を図ってきているところであり、現時点で新たに独自の給付型奨学金制度を設けることは考えていない。</p>
<p>②環境大学生にはバス代支援があるが、全ての学生向けのバス代支援を実施すること。</p>	<p>公立鳥取環境大学の学生は、平日の通学に加えて大学の休業日に鳥取県東部地域の日本交通バスを無料で利用できる。これは、学生の通学手段の確保のため、スクールバスの代わりに、大学が通学者全員分の年間バス定期券を購入する契約を大学が日本交通株式会社と締結した際に、日本交通株式会社から提案があって実現したものである。これは大学の自主的な取組であり、県は助成していない。大学生の通学手段の確保については、各大学で考えるべきことであり、県としては、全ての学生向けのバス代支援は考えていない。</p>
<p>【医療・介護・福祉】 ①国民健康保険制度の県単位化が4月からスタートしているが、保険料があがった自治体もでていいる。保険料が軽減できるよう県が独自の支援も行うこと。また保険証事務の統一化の協議が行われているが、短期保険証や資格証明書の発行をやめ、正規保険証を発行するようにすること。また事務の統一によって、住民の苦しい生活実態を無視した短期保険証や資格証明書の発行とならないよう、住民に配慮した各市町村独自の事務が残るようにすること。</p>	<p>保険料（税）は、最終的には市町村が決定することとなるが、県としては保健事業の推進等の医療費適正化の取組を通じて医療費の抑制を図るとともに、被保険者への影響を考慮して激変緩和措置を講じることとしている。また、県は法に基づく応分の負担をする役割を担っており、県として法定外の新たな財政支援は考えていない。</p> <p>被保険者資格証明書や短期被保険者証の交付については、国保制度を維持していくため、被保険者に保険料を納付していただく仕組みとして必要であり、これらの発行の中止を市町村に求めることは考えていない。</p> <p>また、被保険者資格証明書や短期被保険者証の運用に当たっては、市町村において被保険者の特別の事情の有無など把握しながら適切に対応しているものと認識しており、発行に係る事務の標準化については、これらの現状を踏まえて検討していくこととしている。</p>
<p>②国民健康保険の保険料は、18歳未満の子どもに保険料がかからないよう県が支援すること。</p>	<p>子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入については、国に対して全国知事会から「平成31年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」において要望が出されており、今後の国の動向を注視したい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③特別医療費助成に対する国保減額措置の廃止を求めること。また国がペナルティを廃止しない場合、県が応分の支援をすること。</p>	<p>地方公共団体が独自に行う特別医療費助成の取組に対する国庫負担金の減額調整措置（いわゆる「国保のペナルティ」）については、子ども以外にも身体・知的障がい者やひとり親家庭などへの助成に対しても行われていることから、これまでも減額措置自体を早急に廃止するよう国に対して要望（直近：平成30年7月）を行っているところであり、今後も引き続き全廃を要望していく。</p> <p>国による減額分に対する県の補填について、県としては、国保全体における一般会計繰入の取扱いを含め、総合的に勘案する必要があることから、平成30年度はこれまでどおり県特別調整交付金で4分の1を措置することとしたところであり、今後の対応については、引き続き市町村と協議を行っていく。</p>
<p>④無料低額診療事業への県独自の支援や県立病院での実施、院外薬局への支援を行うこと。</p>	<p>無料低額診療事業は国独自の制度であることから、まずは、国において、低所得者に対する医療の支援策としての無料低額診療事業の在り方を社会保障制度全体の見直しの中で検討すべきものとする。県立病院についても国民皆保険制度の成立や生活困窮者に対する保険料減免の仕組みなど、公的医療保険制度が充実してきた結果、当該事業によらなくても対応が可能になってきていることから実施することは考えていない。</p>
<p>⑤介護事業所での事故の対応について 介護事業所内での事故は、厚労省の地域密着型通所介護事業所指定の省令では、「賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない」とし、解釈通知では「保険加に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい」としているが、あくまで努力規定となっており、実際の現場では、事業所が賠償しない無責任な対応をしている例がある。事業所内での事故は何らかの保障をするよう介護事業所を指導すること。</p>	<p>損害賠償は、個別の事案ごとに、損害の程度、過失の有無、因果関係等を総合的に勘案して判断されるべきものであって、全ての事故に対して介護事業所による損害賠償を求めることはできないため、介護事業所への指導は考えていない。</p>
<p>⑥ひきこもり対策を強化すること。民生委員まかせにせず、行政機関が個別に訪問・対話し改善にむすびつけること。</p>	<p>ひきこもり対策については、精神保健福祉センターや各保健所、とっとりひきこもり生活支援センターが中心となって、市町村や関係機関と連携し、取組を進めている。</p> <p>現在、市町村が主体となって全県でひきこもりの方の実態調査を実施しているところであり、実態を踏まえた上で、今後、ひきこもり対策の充実に向けて取り組んでいく。</p>
<p>⑦マイナンバーカード 厚労省は、健康保険証の番号を個人ごとに割り当てる新制度を2020年度から開始する。世帯単位となっている国保や健保組合も個人単位で一元管理することになっている。マイナンバーカードに保険証機能を持たせることにしているが、情報漏えいする危険あることを厚労省の保健部会で懸念する声がある。マイナンバーカードに健康保険証機能を持たせないよう国に求めること。</p>	<p>国では2020年度から被保険者証の個人単位発行への切替に合わせて、被保険者証はもとより、被保険者にとって利便性を高めるために、マイナンバーカードのみでも医療機関を受診できる仕組みを検討されている。</p> <p>このマイナンバーカードを利用することに伴う個人情報の漏えい防止等については、国が責任において万全の対策を講ずべきものと認識しており、今後の国の動向を注視していきたい。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>⑧UDタクシー</p> <p>県内でUDタクシーを多く見かけるようになった。UDタクシーは、本来は障がい者の移動を助けるものでなくてはならないが、電動車いすはスロープが壊れると乗車を断られた（簡易型で）事例がある。そのため、介助して障がい者のみ乗車させ、電動車いすは別途乗せるよう申し出たところ、「人体介護は仕事に入っていない」と断られた。脳性まひ等の障がいは手動車いすは利用できない。障害者差別解消法を推進していく上でも早急に改善するようタクシー会社に求め、必要な支援をすること。</p>	<p>公共交通機関における電動車いすの乗車拒否事例については、平成30年7月25日に開催した「県障がい者差別解消支援地域協議会」で取り上げ、当該事業者も含めた関係者の間で情報共有を行った。</p> <p>県から改めて障害者差別解消法の趣旨・内容について鉄道、バス、タクシーの各交通事業者に周知徹底するとともに、国土交通省作成の対応指針により適切に対応いただくよう通知済みである。また、併せて障害者差別解消法の趣旨を学ぶための研修会の開催など、幅広く県民への普及啓発も徹底していく。</p>
<p>⑨介護士処遇改善</p> <p>家族で重度障害者の介護をしている家族が、事故や病気で介護ができなくなった場合、24時間体制の身体介護や生活介護など依頼するが、現状では介護職員が不足していて限定的な介護しか受けられない実態がある。介護職員の処遇改善は障害者の死活問題にも係る。昨年度、処遇改善として尽き1万円程度の報酬加算を新設したが、定期昇給や手当てにとどまり、基本給引き上げには及んでいない。国に対し抜本的な介護士の処遇改善を求めること。</p>	<p>本年4月から介護報酬が0.54%引き上げられたところであるとともに、今後、国において、2019年10月の消費税率の引上げにあわせ、勤続10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善が行われる予定であり、国の動向を注視していきたい。</p>
<p>【住宅】</p> <p>①鳥取県家賃債務保証事業が創設されるが、対象要件として、「月収が賃貸住宅に係る月額の家賃等の2倍以上あること」という設定は、基準が高すぎるので、基準引下げを行うこと。また保証料2年間15000円を生活保護の支援の中で行えるようにすること。</p>	<p>本事業は、家賃の支払能力があるにもかかわらず、保証人が確保できないために住宅の賃貸契約ができない方を支援する制度であることから、入居時の家賃の支払い能力を確認するための収入に係る要件は妥当なものと考えている。</p> <p>なお、家賃の支払いが困難な方に対しては、あんしん賃貸相談員と生活保護部局等が連携して住宅確保に係る支援を行っている。</p> <p>また、保証料については、現行においても生活保護費の中で支給することは可能である。</p>
<p>②学校や通学路付近の違法ブロック塀を早急に撤去すること。また民間の違法ブロック塀撤去支援は当初想定していた、道路沿1箇所20万円、隣地同士の境界10万を減額せず、予算枠を拡大して対応すること。</p>	<p>県内の学校施設や通学路沿いのブロック塀にあつては、全市町村において一次点検を完了し、安全性に疑いのあるものは、現在、市と県建築士会により二次点検を実施している。二次点検で危険と判断されたものは特定行政庁から所有者等に対して、撤去等の安全対策を講じるよう建築基準法に基づき指導することとしている。</p> <p>併せて、道路沿いにある民間所有の危険なブロック塀の撤去、改修を進めるため、9月補正において補助制度の創設を検討している。</p>
<p>【農林漁業】</p> <p>①稚貝放流補助事業は、従来の県補助が1/2から1/3に下がり、市町村が独自に支援を上乗せしている場合があるが、市町村の財政事情から支援を廃止する動きも出ている。資源管理と栽培漁業の安定性を確保するため、県補助を従来の1/2にもどすこと。</p>	<p>種苗放流に対する支援は、最終的には漁業者による自立した種苗放流・漁獲を目指し、放流技術や放流効果の熟度に応じて3/4～1/3の支援を行っているものであり、一定の放流効果が発現している魚種（アワビ、サザエ）の補助率を1/2に戻すことは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②7月豪雨災害と猛暑で、コメの作柄が悪くなることが予想され、従来あったコメ戸別所得補償制度の廃止は農家にとって非常に厳しい状況を生み出している。コメ戸別所得補償制度の復活を求め、県としても独自支援をすること。</p>	<p>国が進めている水田フル活用対策等は有効であり、国に方針の見直しを求めることは考えていない。 また、県の独自支援も考えていない。</p>
<p>【経済産業・雇用】 ①小規模事業者の位置づけや支援策を具体化するため、小規模事業者を、県産業振興条例に位置づけ、産官学の話し合いに参加できるようにすること。商工団体任せにせず県独自に小規模事業者の実態調査を行うこと。</p>	<p>小規模事業所の実態については、商工団体が訪問して把握した上で、企業支援ネットワーク等で随時共有しており、別途県独自の調査等を行うことは考えていない。 また、鳥取県産業振興条例は、県内では小規模事業者が多数を占めることを当然のことと認識した上で、平成23年の県議会において、県内事業者の優先を図ること、その際、企業規模や産業分野に応じた細分化はせず、県内産業全体の育成・振興を目標とする、といった議論を経て議員提案により制定に至ったものであり、この考え方に変わりはない。 なお、今年3月に改定した「鳥取県経済再生成長戦略」において、「中小企業・小規模事業者の支援」を戦略的に位置づけており、今後とも企業のライフステージに応じたきめ細かな個別支援を展開していく。</p>
<p>②県産材活用の住宅リフォーム助成制度は、改修事業は利用が少ない。改修事業は県産材活用以外にも支援対象を広げること。市町村が行う住宅リフォーム助成に県が上乘せ支援すること。</p>	<p>住宅の改修等に対する助成については、政策テーマを持って行うことが望ましいと考えており、「とっとり住まいる支援事業」では県産材を活用して実施する住宅リフォームについて助成している。 このほか、各市町村において、独自のリフォーム助成など地域の実情に応じた助成制度を実施しているところもあり、今後も市町村と連携、補完し合いながら、政策目的に沿ったものであれば必要に応じて制度拡充に取り組みたい。</p>
<p>③鳥取県の最低賃金は23円引きあがり761円となったが、最高の東京都985円に比べて格段に低く、生活が苦しい額であり、また労働人口の格差にもつながり是正が求められる。最低賃金の最低1000円への引き上げを求めること。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。</p>
<p>④外国人技能実習生雇用事業 鳥取労働局の調査で外国人技能実習生雇用事業所57事業所のうち47事業所で、労働基準法違反があった。また送検された事業所は2017年は4件で増加している。外国人技能実習生の雇用状況について縦割りの鳥取労働局だけでなく、鳥取県も連携して対応する一時相談窓口を設置すること。相談窓口の存在をまず知らせることが大事であり、外国人労働者（技能実習生も含む）が利用する大型集客施設のトイレなどに、多言語で相談窓口を周知すること。</p>	<p>労働基準監督署等に設置されている外国人労働者相談コーナー及び入国・在留手続き等に関する地方自治体と連携した「ワンストップ型相談センター」を、現在未設置の本県に設置することについて、7月に国に要望した。 また、外国語で相談できる国の労働相談ダイヤル等について、県で8月に発行予定の外国人就労者向けリーフレット（多言語対応）に掲載し、周知を図ることとしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤来年10月実施の消費税10増税とインボイス制度に反対すること。</p>	<p>国・地方双方ともに社会保障を支える安定財源の確保は避けることのできない課題であり、消費税増税に反対することは考えていない。</p> <p>インボイス制度は、複数税率制度の下において適正な課税を実現する観点から導入されることとされている。制度の導入にあたっては事業者への影響を考慮し、レジ購入の助成や経過措置も設けられている。これらのことから、事業者への影響は注視していく必要はあるが、インボイス制度自体の導入に反対することは考えていない。</p>
<p>【原子力関係】</p> <p>①中国電力は島根原発3号機の稼働に向けた適合性審査について10日、原子力規制委員会に申請した。こうしたのも短時間の原子力安全対策協議会だけで、直接住民意見も聞かず、国に言いなりの姿勢をとってきた島根県や立地自治体、周辺自治体が地方自治の精神を欠いていることによるものである。この度の中国電力からの審査申請の報告は、審査に入ってから国の求める適合性に適合するための3号機の変更も当然含むものであり、鳥取県の「申請することだけは許可する」立場とは矛盾するものである。3号機が新たに稼働することになれば、今世紀後半を超えて住民を危険にさらすことになる。エネルギー、経済問題として原発の技術や稼働とは別の議論が必要であり、一般県民も入った地域エネルギー検討会議（仮称）を独自に設置すること。</p>	<p>5月22日の中国電力からの新規規制基準適合性審査申請の事前報告に対し、まずは安全性を確認するために、福島第一原子力発電所の事故の教訓を反映した規制基準に関する原子力規制委員会の審査が必要であることから、最終的な意見を留保すると回答している。</p> <p>また、我が国ではエネルギー政策基本法に基づき、国がエネルギー基本計画を定めて、エネルギー需給に関する施策・方針を決めることとなっている。そのため、原子力発電所の必要性については、エネルギー基本計画に定めたエネルギーの需給構造に基づいて国が適切に判断すべきものである。</p>
<p>②日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターが検討している敷地内での低レベル放射性廃棄物の埋設は、試験だとしているが、今後最終処分地にされる危険性があるため、実施しないよう求めること。</p>	<p>人形峠環境技術センターの低レベル放射性廃棄物の埋設試験研究が最終処分を前提とした研究ではないことを8月21日に改めて同センターから説明を受け、確認している。</p> <p>また、ウラン廃棄物に関する国の規制基準や地元の理解がない状況で埋設等の試験を始めないこと、さらには、研究用のウラン廃棄物を外部から持ち込まないよう求めている。</p> <p>試験研究については、まだ計画の策定段階であり、その方法や実施期間など具体的な内容は決まっていないことから、今後、県がセンターに対し意見を述べる機会を持つ仕組みを求めるとともに、具体的な計画が固まった際には機構から詳細な説明を求め、専門家の意見も伺いながら、県としての考えを述べていく。</p>
<p>【産廃処分場】</p> <p>①安定型産廃処分場</p> <p>南部町鶴田地区に25年前に県認可済みでそのまま放置してあった安定型産廃処分場の稼働計画がある。事業者は今後搬入取り扱い品目の変更を県に申し出るとしているが、現在搬入できないアスベスト含有産廃も搬入したいと述べており、住民から不安と反対の声があがっている。また安定型最終処分場は搬入時に展開検査が求められているが搬入、受け入れも同じ事業者が行うことからチェックが適正に行われるのか疑問であり不法投棄の恐れがある。近隣には「花回廊」、上流には「上の水源地」があることから認可変更について認めないこと。</p>	<p>当該安定型産廃処分場については、平成5年の処分場設置以降、本格的な施設稼働が行われていなかったところである。</p> <p>本年に入り、西部生活環境局が事業者から事業再開の意向を受け、施設等を再確認するとともに、事業者に対して必要な手続等の指導を行っているところである。</p> <p>今後、事業者から正式な書類提出があれば、廃棄物処理法等の関係法令に基づき厳正に審査する。</p> <p>また、施設稼働後は、適切な維持管理が行われているかについて、立入監視等を適宜実施することとしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②淀江管理型産廃処分場</p> <p>鳥取県は意見調整会議が終了していない関係自治会について、8月30日までに、9月22～24日のいずれかに意見調整会議を開催することに応じなければ会議を終了すると最後通告をしてきた。当初から自治会が要求してきた会議録の提出（点検する日時の余裕をもてる期間の保障）や再再意見書への再再見解書（ひとくりに述べたものでなく指摘されたそれぞれの項目に対する丁寧な回答を保障）等の提出に県は応じるべきであり、その求めが保障できない段階で最後通告を出すのは県議会答弁にも反する。まず住民からの求めに誠意をもって対応すること。</p>	<p>意見調整会議が開催できていない自治会とは、2月から何度も会議開催日程の照会を行ってきたが、そのたびに質問、要望が繰り返されている。そのうち、条例手続前に開催した説明会を含め、事業者が作成した説明会会議録の提出の要望については、事業者は情報公開規程に基づき非開示情報としているが、自治会からの強い要望を踏まえて、事業者と調整し、意見調整会議の資料として事前に内容確認ができるよう会議開催前に会議開催通知と併せて送付することとしたものである。また、事業者が作成する再々見解書についても事業者と調整し、県の意見調整会議開催通知の送付と同時期に、事業者が再々意見書提出者に送付することとするなど、県として可能な限りの対応を行って、日程調整に応じていただくよう照会を行っているが進展がない状況である。</p> <p>条例では、関係住民は、意見調整会議への出席等の必要な協力を行わなければならないことも規定されており、こうしたことも考慮しながら、条例に従って意見調整会議の対応の可否について確認しているものである。</p>
<p>【中海】</p> <p>○中海環境修復</p> <p>くぼ地の埋め戻しについて水質シミュレーションでは水質改善効果が小さいとでたが、米子湾周辺では湖心に比べ効果が相対的に大きいと確認された。場所によっては水深17mのくぼ地もありことが調査でわかっているが早急に工法等調査し、実行に移すこと。</p>	<p>中海会議の覆砂検討ワーキンググループにおいて、中海の各負荷源が水質に与える影響を流域、外海、湖底、窪地ごとに、環境基準点等13地点の表層及び底層別に水質シミュレーションを実施した。</p> <p>その結果、表層では流域や外海の影響が大きく、湖底、窪地の順に影響は小さくなる傾向が認められ、底層では外海の影響が大きいものの、窪地が点在する米子湾周辺では、窪地の影響が小さいながら、他地点に比べて相対的に大きい傾向であることが認められた。</p> <p>このため、中海の水質改善には、県、市、民間団体等が実施している流域対策（生活排水、自然系等の負荷削減）を、今後も優先して実施する必要があると考えている。</p> <p>また、湖内対策では、国が進める浅場造成等の効果があることが認められており、引き続き実施することが必要と考えている。</p> <p>窪地の埋戻しについては、米子湾周辺において、窪地が水質に与える影響が少なからず認められたことから、今後は、窪地の中からより効果的な地点の選定や、埋戻しの手法、費用対効果等を検討する必要がある、引き続き、中海会議の覆砂検討ワーキンググループにおいて、取り組むこととしている。</p>
<p>【人権・その他】</p> <p>①ハンセン病患者の家族が国家賠償請求を求めて裁判を行っているが、患者本人のみならず家族の被害についても、個別の問題とせず、家族の置かれた客観的立場を考慮し、賠償するよう国に求めること。</p>	<p>現在、係争中であり、裁判の動向を注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②「左官職人の技」である「鳥取県の鍍絵なまこ壁」の保存支援を検討すること。</p>	<p>鍍絵・なまこ壁の保存については、伝統建築技能者団体活動支援事業により左官職人の鍍絵・なまこ壁に関する研修事業等に対して支援を行うとともに、とっとり匠の技活用リモデル助成事業により、鍍絵・なまこ壁など左官技術を含む伝統技能を活用して行う建築物の改修に対して助成を行っている。</p>
<p>③セクハラ相談窓口の県民への周知徹底をすること。県の優良企業の認定に、相談窓口の設置を義務付けること。</p>	<p>県職員によるハラスメント行為を受けた場合は、「県職員によるハラスメント相談窓口」、企業等におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、男女共同参画センター（よりん彩）相談室、人権相談窓口、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）などで受け、労働局等の関係機関等と連携して適切に対応しており、それぞれの個別相談窓口及びとっとり働き方改革支援センター等において、引き続き周知を図っていく。</p> <p>なお、男女共同参画推進企業の認定にあたっては、男女雇用機会均等法で求められているセクハラ防止措置に取り組んでいることを要件として認定している。相談窓口の設置もセクハラ防止措置の一つとなっており、今後も引き続き、要件に適合していることを確認した上で認定を行う。</p>
<p>④公共事業 公共工事の設計単価、労務単価はいくぶん改善されてきたが、ピーク時の8割どまりである。最低制限価格は概ね90～92%で推移しているが利益がでないため、「働き方改革」にそった対応（週休二日等）が建設業界としてできづらい状況である。後継者を育成し、災害・防災対応できる体制を整えるためにも最低制限価格を引き上げること。</p>	<p>最低制限価格は、ダンピング受注を防止し、発注者が求める品質を保ちながら工事の施工が可能となる最低ラインとして設定する価格であり、その水準については、落札率や企業の経営状況等を十分に検証した上で、企業間の自由競争を阻害しないよう慎重に検討していきたい。</p>